アンケート調査実施に関する申合せ

平成17年4月22日制定 2025年2月26日改定

会員が会員に対して、又は委員会等が会員、若しくは会員以外に対してアンケート調査を実施すると きは、以下の手順を経るものとする。

- 1 調査を実施するときは、協会の作成した調査一覧を参照し、不必要な重複を避けるよう努める。
- 2 調査実施前に、調査の概要を企画・広報委員会に提出する。
- 3 企画・広報委員会は、提出された調査概要を確認し、重複等の問題があれば必要な調整を行う。
- 4 調査を実施する際には、調査用紙に利用目的と取得した情報の適正な管理について明記し、個人情報等の目的外使用を防ぐための措置を講ずる。
- 5 調査を実施した会員又は委員会等は、調査後速やかに結果を電子ファイルにより企画・広報委員会に提出する。
- 6 調査結果は、原則として協会ホームページ等で一般または会員のみに公開する。公開の是非は、 企画・広報委員会が決定する。
- 7 調査結果の保存・公開に関する要領については、別に定める。